

事例 3

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

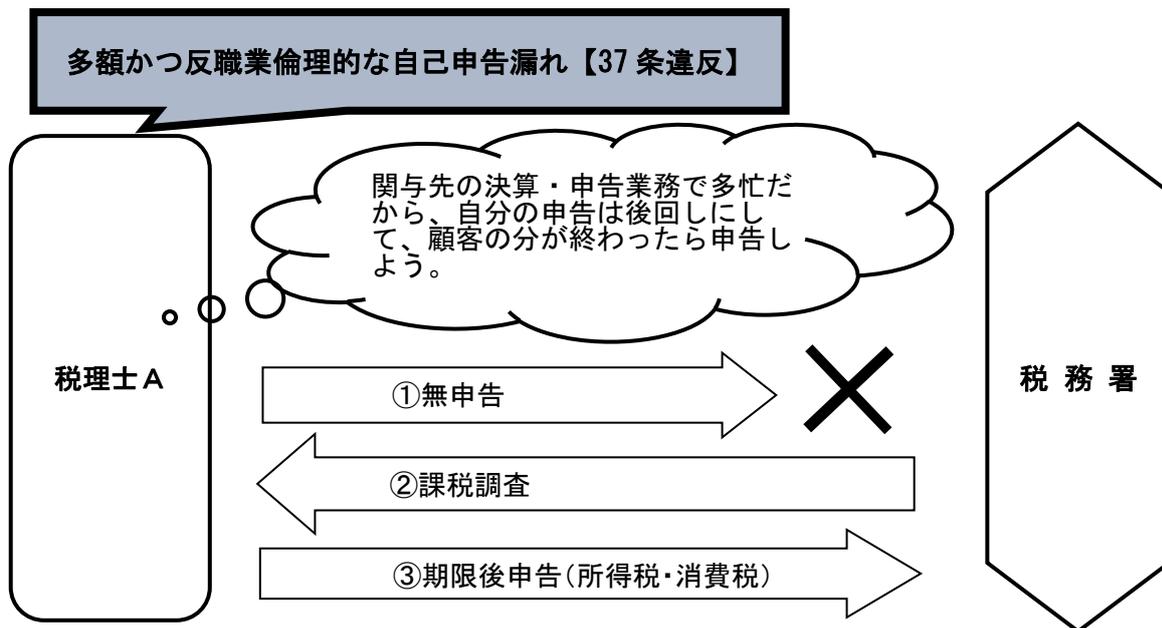
税理士：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

- ☞ 税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反
同第 46 条（一般の懲戒）該当

【事案の概要】

- 1 税理士 A は、自己の所得税と消費税の確定申告について、法定申告期限までに確定申告書を提出せず、連年無申告していた。
- 2 税理士 A は、税務署の課税調査の結果、期限後申告書を提出し、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由がないとして、無申告加算税が賦課された《多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ》。
- 3 税理士 A は、税理士法上の調査において、無申告だった理由について「申告しなければいけないことは分かっていたが、関与先の決算や申告業務で多忙であったため、関与先の申告書を優先し、自身の申告書の作成を後回しにした。」と述べている。
- 4 税理士 A は、自身の行為が税理士法第 37 条に違反していることを認め、深く反省するとともに、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 信用失墜行為（法 37 条）⇒「税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定し、税理士の信用失墜行為を禁止している。
- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ⇒税理士の自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいい、法 37 条において禁止する信用失墜行為に該当する。